

岡崎市告示第 297 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 5 条第 4 項の規定により、特定有害物質によって汚染されているとして指定した区域について指定を解除する。

平成 21 年 8 月 27 日

岡崎市長 柴田 紘



指定を解除する区域

岡崎市羽根町鰻池 41 番地の一部

備考 平成 19 年 7 月 20 日に提出された汚染土壤除去に関する中間報告により、一部指定区域（岡崎市羽根町鰻池 54 番地、81 番地、84 番地の各一部）を解除、平成 21 年 8 月 17 日に提出された浄化措置完了届出書により、浄化が完了したことを確認した。